井原市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

（目的）

第１条　井原市重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）は、重度障害者等に対する就労支援として、通勤支援や職場等における支援を行うことにより、当該重度障害者等の就労機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　重度訪問介護等　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。（以下「法」という。））第５条第３項に規定する重度訪問介護、同条第４項に規定する同行援護又は同条第５項に規定する行動援護をいう。

(2)　指定重度訪問介護等事業者　重度訪問介護等の事業を行う指定障害福祉サービスを行う事業者をいう。

(3)　重度障害者等　井原市内に住所を有し、重度訪問介護等の支給決定を受けている者をいう。

(4)　通勤支援・職場等における支援　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号）において、重度訪問介護等の障害福祉サービスのうち「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」として介護給付費の支給対象外となる部分をいう。

(5)　民間企業　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号。（以下「障害者雇用促進法」という。））第４９条第１項にある助成金の対象となる事業主

(6)　助成金

　　　障害者雇用促進法第４９条第１項第４号又は第５号に規定する助成金

(7)　自営業者等　次条第１号の対象者及び国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外のもの

(8)　支援計画書　重度障害者等の通勤及び職場等における支援について、支援対象範囲を明確にするため、民間企業等が重度障害者等及び指定特定相談支援事業者等と連携して作成するものをいう。

　(9)　指定特定相談支援事業者　法第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者

（対象者）

第３条　本事業の対象者は、井原市に住所を有する１８歳以上の重度障害者等であって、次のいずれかに該当する者とする。

(1)　民間企業に雇用される者であって、１週間の所定労働時間が１０時間以上の者（週所定労働時間１０時間未満の者であっても、当該年度末までに当該企業が１０時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書によって確認でき、市長が必要と認める場合を含む）。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）に規定する就労継続支援Ａ型の利用者を除く。

（2）　自営業者等であって、自営業等に従事する時間が１週間のうち１０時間以上であり、当該自営業等に従事することにより当該対象者の所得の向上又は継続が見込まれると市長が認めたもの。

（支援対象範囲）

第４条　前条第１号に規定する者については、通勤支援・職場等における支援であって、助成金を活用しても、当該障害者の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分（時間）のうち、市長が必要と認めた部分（時間）とする。

２　前条第２号に規定する者については、通勤支援・職場等における支援の部分（時間）のうち、市長が必要と認めた部分（時間）とする。

　（対象となる支援内容）

第５条　本事業の対象となる支援内容は、法第５条に規定する重度訪問介護等に相当する支援であって、次の各号に定めるものとする。

(1)　民間企業に雇用される者にあっては、助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整、安全確保のための見守り、その他の雇用の継続に必要な支援、４か月以降の通勤支援とする。

(2)　自営業者等にあっては、必要となる通勤や職場等における支援とする。

（支給量）

第６条　第４条の支援対象範囲に係る本事業の支給量は、当該重度障害者等の状況に応じて審査し、別表第１の範囲内で市長が決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合はこれを超えることができる。

（申請）

第７条　本事業に係る給付費の支給を受けようとする者は、井原市重度障害者等就労支援特別事業支給申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　重度訪問介護等の支給決定を受けていることを示す受給者証の写し

(2)　支援計画書（様式第２号）

(3)　雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）

(4)　自営業者であることを証する書類の写し（自営業者に限る。）

(5)　その他市長が必要と認める書類

（利用等の決定）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、給付費の支給の可否について決定し、井原市重度障害者等就労支援特別事業支給（不支給）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の規定により支給の決定をしたときは、当該申請をした日の属する年度の末日までの範囲内で就労支援の利用期間を定めるものとする。

３　第１項により支給決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、指定重度訪問介護等事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けるものとする。

（変更申請）

第９条　支給決定者は、第７条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、井原市重度障害者等就労支援特別事業変更申請書（様式第４号）に変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、井原市重度障害者等就労支援特別事業支給（不支給）変更決定通知書（様式第５号）により通知する。

　（辞退の届出）

第１０条　支給決定者は、退職、雇用契約の変更その他の事情により、第３条に規定する要件を満たさないこととなったとき又は事業の利用が必要なくなったときは、井原市重度障害者等就労支援特別事業辞退届出書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第１１条　市長は、支給決定者が次に掲げる事由に該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　第３条に規定する対象者に該当しないとき。

(2)　第５条に規定する支援内容に該当しないとき。

(3)　死亡したとき。

(4)　その他市長が必要と認めたとき。

２　前項に規定する取消しを行ったときは、井原市重度障害者等就労支援特別事業支給取消通知書（様式第７号）により支給決定者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に就労支援給付特別事業に係る費用が支払われているときは、支給決定者又は指定重度訪問介護等事業者に対し、期限を定めて全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（就労支援給付費）

第１２条　就労支援給付費は、第６条に規定する支給量の範囲で、第５条に規定する支援を提供した時間につき、別表第２に定める単位により算定する単位数に、同表に定める単価を乗じて得た額（その額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）から、　　第１４条に定める利用者負担額を除く額とする。

２　指定重度訪問介護等事業者等は、支援を提供した月の翌月２０日までに、井原市重度障害者等就労支援特別事業（就労支援給付費・支援計画書作成協力費）請求書（様式第８号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　(1)　井原市重度障害者等就労支援特別事業明細書（様式第９号）

(2)　井原市重度障害者等就労支援特別事業サービス提供実績記録票（様式第１０号）

３　市長は、前項に規定する請求をした指定重度訪問介護等事業者等に対し、審査に応じ、当該支給決定者に代わり、請求月の翌月２０日までに就労支援給付費を支払うものとする。

４　前項に規定する支払があったときは、支給決定者に対し、支援の提供があったものとみなす。

　（支援計画書作成協力費）

第１３条　支援計画書作成協力費は、支援計画書を民間企業又は自営業者等と連携して、指定特定相談支援事業者が作成に協力したことにつき、別表第３に定める額とする。

２　指定特定相談支援事業者は、作成に協力した月の翌月２０日までに、井原市重度障害者等就労支援特別事業（就労支援給付費・支援計画書作成協力費）請求書（様式第８号）に、支援計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項に規定する請求をした指定特定相談支援事業者に対し、審査に応じ、当該支給決定者に代わり、請求月の翌月２０日までに支援計画書作成協力費を支払うものとする。

（利用者負担額）

第１４条　利用者負担額は、第１２条第１項に規定する就労支援給付費については、当該費用の一割とし、同一の月の利用負担額が、重度訪問介護等の支給決定時において認定されている負担上限月額を超えるときは、当該月における利用者負担額は、当該利用者負担上限月額とする。前条第１項に規定する支援計画書作成協力費については、負担を要しない。

２　前項に規定する利用者負担額は、重度訪問介護等を含む他の事業の利用者負担額との間で上限額管理をしないものとする。

３　第１項に規定する利用者負担額は、指定重度訪問介護等事業者が支給決定者から受領するものとする。

（秘密の保持）

第１５条　本事業の関係者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査等）

第１６条　市長は、適正を期するため必要があるときは、支給決定者又は指定重度訪問介護等事業者に対して報告をさせ、又は職員に関係書類その他の物件を調査させることができる。

（書類の整備等）

第１７条　支給決定者は、当該支給決定に係る就労の状況を明らかにした書類等を作成し、かつ、支給決定を受けた日の属する年度の翌年度から５年間保管しておかなければならない。

（委任）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 支援内容 | 一月あたりの支給量 |
| 通勤支援 | ４５時間 |
| 職場等における支援 | １８０時間 |

別表第２（第１２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 就労支援給付費 | 重度障害者等が支給決定を受けている障害福祉サービス名 | 単位数 |
| 重度訪問介護 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年厚生労働省告示第５２３号。以下「報酬告示」という。）別表第２に規定する重度訪問介護サービス費の単位 |
| 同行援護 | 報酬告示別表第３に規定する同行援護サービス費の単位 |
| 行動援護 | 報酬告示別表第４に規定する行動援護サービス費の単位 |
| 単価 | 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成１８年厚生労働省告示５３９号）に規定する一単位の単価 |

別表第３（第１３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援計画書作成協力費 | 新規計画 | ２０，０００円 |
| 更新計画 | １０，０００円 |